（表　面）

**記入例**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書 | | | | | |
| 申請者 | 主たる事務所の  所 在 地 | | 福山市○○町○○番○○号 | | |
| ふりがな  名 称 | | 社会福祉法人　○○会 | | |
| 理事長の氏名 | | 理事長　○○　○○ | | |
| 申請年月日 | | 左右を対照・並列にして記載。 | | | |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | | | | 理由 |
| 変更前の条文 | | | 変更後の条文 |
| 第一章　総則  （目的）  第１条  この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、○○○○よう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。  （１）第一種社会福祉事業  　（イ）特別養護老人ホームの経営  （２）第二種社会福祉事業  　（イ）老人デイサービス事業の経営  （ロ）保育所の経営  （追加）  第２条～第７条　（略）  （評議員の報酬等）  第８条  評議員は、無報酬とする。 | | | 第一章　総則  （目的）  第１条  この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、○○○○よう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。  （１）第一種社会福祉事業  　（イ）特別養護老人ホームの経営  （２）第二種社会福祉事業  　（削除）  （イ）保育所の経営  （ロ）一時預かり事業の経営  第２条～第７条　（略）  省略する際は（略）と記入。  （評議員の報酬等）  第８条  評議員に対して、各年度の総額が○○円を超えない範囲で、評議員会において別に定 | 変更点は下線を記入。  事業の廃止による削除  項番の変更  新規事業の追加  評議員報酬額の追加 |

（裏　面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | | 理由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| 第９条～第２７条（略）  第６章　資産及び会計  （資産の区分）  第２８条  この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする  ２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。  （１）広島県福山市○町○番所在の木造瓦葺平家建○○デイサービスセンター建物　一棟（○○平方メートル）  （２）広島県福山市○町○番所在の木造瓦葺平家建○○保育所園舎一棟（○○平方メート）  第２９条～第４０条（略）  附　則　（略） | める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。  第９条～第２７条（略）  第６章　資産及び会計  （資産の区分）  第２８条  この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする  ２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。  （削除）  （１）広島県福山市○町○番所在の木造瓦葺平家建○○保育所園舎一棟（○○平方メート）  第２９条～第４０条（略）  附　則　（略）  附　則（令和　年　月　日福山市長認可）  　この定款の変更は、福山市長の変更認可  があった日から施行する | デイサービスセンター  廃止に伴う建物の削除  項番の繰上げ  附則の追加 |

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

　　また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

３　この申請書には、社会福祉法施行規則第３条第１項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第２項又は第３項に規定する書類を添付すること。